

第12回韓日特別支援教育セミナー参加報告

原田 公人

(教育研修・事業部)

要旨：第12回韓日特別支援教育セミナーが、平成24年7月3日（火）、約200名の参加者のもと、韓国国立特殊教育院（KNISE）において開催された。今回のテーマは「重度・重複障害がある子どもの教育課程の編成及び運営の現況」で、日本・韓国両国より、テーマに即してそれぞれ2本の発表があった。日本からは齊藤由美子と熊田華恵（共に国立特別支援教育総合研究所主任研究員）が発表を行った。韓国においては、障害の有無に関係なく、障害のない子どもたちと基本的に同じ教育課程の適用を強調する傾向があること、近年の統合教育の拡大で特殊教育対象者の70%以上が一般学級で学ぶことで、特殊学校における重度重複障害児の比率が高まっていること、また、増加する重度重複障害学生に適合する教育課程、教授方法、教授戦略開発についての現場のニーズが高まり、重度重複化に伴う差別化された教育課程の編成と運営方案が用意され、質的水準の向上を図る必要があること等が発表された。

見出し語：韓日セミナー、特別支援教育、重度重複障害、教育課程

I. はじめに

第12回韓日特別支援教育セミナー（以下「日韓セミナー」）が、平成24年7月3日（火）、韓国国立特殊教育院（KNISE）講堂において開催された。参加者は約200名で、特別支援学校教員の他、大学教員、教育委員会職員もいた。

今回のテーマは「重度・重複障害がある子どもの教育課程の編成及び運営の現況」で、日本からは齊藤由美子と熊田華恵（ともに国立特別支援教育総合研究所主任研究員）、韓国からはキム・ジョンヨン氏（朝鮮大学校教授）とキム・ウニョン氏（ハンサラン学校教諭）が、それぞれテーマに即した発表を行った。ここでは、韓国の2名の発表を中心に報告する。

II. 日韓セミナー

日韓セミナーは、国立特別支援教育総合研究所及び韓国国立特殊教育院の両機関における特別支援教育（特殊教育）研究の発展のための協力と交流を推進するため、両機関の代表者又は両機関から推薦された者が、教育実践や研究を中心に発表し、討議等を行うものである（「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所日韓（韓日）特別支援教育セミナーの実

施に関する要項」）。

過去11回のセミナーは、開催担当国がテーマを提起し、両機関の担当者間の協議のもとにテーマを確定し、両機関交互に開催してきた。表に、過去の日韓セミナーのテーマを示した。教育政策、情報教育、生涯教育など様々であるが、重度・重複障害をテーマにするのは2回目であった。

III. 日韓セミナー日程

今回の日韓セミナーは、以下の日程で行われた。

開会式として、13時より、キム・ウニョン KNISE 院長が開会挨拶を行い、引き続き4名の発表者が紹介された。

この後、13時20分～14時：キム・ジョンヨン氏の発表、14時～14時40分：齊藤主任研究員の発表、14時40分～15時：質疑応答、15時20分～16時：熊田主任研究員の発表、16時～16時40分：キム・ウニョン氏の発表、16時40分～17時：質疑応答と続き、17時からのキム KNISE 院長の閉会挨拶により、全日程を終了した。

なお、開会に先立ち、西尾典真本研究所理事が、キム KNISE 院長に対し表敬挨拶を行った。西尾理事からは、日韓セミナーは今回をもって発展的解消を

することとするが、研究者間での情報交流を続けていく旨の説明がなされた。

表 過去の日韓セミナーのテーマ

回	テーマ
1	日韓の特殊教育の現状と今後の方向
2	韓日の特殊教育デリバリーシステムの現状と将来の見通し
3	日韓の重度・重複障害教育の現状と今後の方向性
4	韓日の統合教育（交流教育）政策の実際の比較
5	日韓の特殊教育情報化の現状と今後の方向
6	日韓における重度の障害のある生徒のコミュニケーションスキル促進に向けた実践教育
7	日韓におけるインクルーシブな教育を目指した動向について
8	ライフサイクルに対応した幼・小（初）・中・高・成人の支援体系について
9	日韓における生涯別段階の支援体系について-幼少期・小中高等学校期・成人期における支援
10	障害のある児童生徒のための教科書開発過程とその内容
11	障害のある子どもの教育におけるICTの活用

IV. 発表概要

上記4名の発表があったが、本稿では、特に、韓国の2名の発表を中心に報告する。

1. 「重度重複障害幼児生徒ための教育課程編成及び運営の現況」

発表者：キム・ジョンヨン氏（朝鮮大学校教授）

韓国では、統合教育の拡大により特殊教育対象者の70%以上が一般学校で学ぶようになっていることで、特殊学校における重度重複障害学生の比率が高まっている。2011年特殊教育統計によれば、重複障害学生は全体の24.2%であった。このうち、35.6%は特殊学校に、その次が特殊学級と一般学級の順であった。重複障害が最も多い障害類型は、肢体不自由で全体の33.5%に重複障害があり、次いで発達遅滞

(28.5%)、自閉性障害(27.0%)の順であった。また、視覚障害と聴覚障害学生のそれぞれ25.0%と20.0%にも重複障害があることが分かった。

重度障害学生の統合教育が広がるにつれ、重度重複障害学生にも一般教育への接近が重要な教育課題として議論されている。

特殊教育課程は、一般教育課程により容易に関連づけられるような方向へ改正されている。しかし、現行の教育課程だけでは重度障害学生のための教育内容と方法、教育課程の質的水準は十分と言えず、重度障害学生の教育的ニーズに対応できていないと指摘されている。

障害学生のための教育課程は、長期的かつ個別化された計画を通して実行されなければならない。地域社会で価値のある役割をやり遂げて、自己決定力を育てて自立できる技術を提供する内容で構成されなければならない。

重度重複障害学生のための教育課程についての必要性とニーズが増えていくにつれ、彼らに適した教育課程編成の運営方針に対して、多角的に分析する研究を通して国家水準の教育課程をより効率的に適用する努力が必要である。

2012年、KNISEにおいて、重度重複障害学生の教育課程を編成・運営する全国の19カ所の特殊学校の教育課程担当者を対象に、現況調査を実施した。その結果、以下の3つの類型が得られた。

(1) 別途の教育課程を構成せずに、基本教育課程を主軸とし、重度重複障害学生のための教育課程を再構成して編成運営する形態

基本教育課程で提示する教科目を生活中心単元で統合し、活動中心のプログラムに構成する形態である。この場合、学生の教育的ニーズと特性に伴う個別化教育を強調し、実際の生活場面で活用できる日常生活技術や社会性技術、コミュニケーション技術、職業的適応等の内容を強調している。教育課程の水準は、基本教育課程の内容水準を具現化したり、下げた水準で、治療活動内容を含んだ学校が多かった。

このような教育課程編成運営のメリットとしては、学生一人一人に適合した教育課程を開発して適用できるという点や教育課程運営の容易さが挙げられる。

(2) 国家水準の教育課程とは、差別化された活動領域やプログラムと指針、運営等の基盤を備えた代替教育課程を開発・運営する形態

特殊学校現場においても重度重複障害学生の教育的ニーズを教育現場で十分に反映できない実情を改善するための試みも分析される。特殊教育現場においても、重度重複障害学生は教育的支援と特殊教育関連サービスを最も必要とする対象である。彼らに基本的な教育と適切なサービスの支援体系を立てるための現場の努力として見るができる。

障害程度が重く、疎外されやすい学生の教育的ニーズに適切な代案的なプログラムとしては、運動中心教育課程や遊び中心教育課程、生活中心教育課程、治療関連活動（日常生活適応訓練、感覚統合訓練、呼吸訓練）等が挙げられる。

(3) 巡回教育のための別途教育を編成・運営する形態

単位学校では、重度重複障害学生によって通学教育の難しい在宅障害学生のための在宅教育が可能となるように巡回教育課程を編成して運営している。この場合、基本教育課程を基礎に、学生の特性と保護者のニーズに合致する内容を再構成して、個別化教育と特殊教育関連サービスを強化した教育課程として運営する。教育内容、方法、水準、時間等を適正化して編成し、基本生活訓練を中心に基礎的生活能力とコミュニケーション能力を強調したり、心身の適応、感覚及び運動機能の向上を強調して運営していることが分かった。

今後、重度重複障害学生のための教育課程の開発を考える場合、教科よりは生活領域を中心に編成する必要がある。基本教育課程の教科目を統合教科で編成したり、教科目数を縮小するなど、各教科間の目標と内容を学生の実態とニーズに合わせ、弾力的に編成できるようにすべきである。そして、特殊教育課程に示されない教科目の新設と運営に関する事項を学校単位で簡単に接近できるように学校の編成上の自律性を拡大する必要がある。これは、「特殊学校の教員配置基準、施設基準、学級編成基準等が障害の程度と類型別特性に合わず画一的である。」「学

制関連事項と教員配置基準が同一なため、障害学生のニーズと特性を考慮した多様な教育プログラムの運営が不十分である。」等の指摘があるためである。このため、重度重複障害学生や学級構成のための別途の基準が必要である。重度重複障害学生の教育課程は、最小限の必須事項を規定しながら、同時に十分な裁量権を提供できなければならない。

キム・ジョンヨン氏の発表では、「①最近10年間余りの特殊教育対象者数の量的な拡大は、重度重複障害学生の教育に対する接近機会を提供し、拡大されたのは事実であるが、質的な側面での特殊教育の実践においては多くの問題を抱えていること、②社会文化的な要因によって困難に出会った学生が増加するのに反して、指導の側面から学生を教育する実際が教育本来の機会から遠ざかり、学校教育の目標と内容が、多様な社会的ニーズに適切に相応できなければ学校教育は失敗することになってしまうこと、③重度重複障害学生のための教育課程は、特殊教育のニーズのある重度の障害学生を含む全ての学生に適合した教育を提供する経路にならなければならないこと、④特殊教育の成果向上のために内実のある教育を実践するためには、単位学校の教育課程編成・運営の裁量権と自立権を合理的水準に拡大すべきであること、そして、このためには、⑤現在の特殊教育教育課程を重度重複障害学生に適用するのに発生する法的根拠、適合した教育課程の編成、専門教員の養成と配置、施設及び編成基準等の諸問題が先決事項として挙げられる。」といった事項が示された。

2. 「重度重複障害学生のための教育課程の運営と実際」

発表者：キム・ウニョン氏（ハンサラン学校教諭）

障害者等に対する特殊教育法（2008年）には、韓国における障害者の範疇には、重度障害または重複障害についての定義は見当たらない。現場の教師から見て、障害学生一人一人の障害特性や学習水準を反映した国レベルでの教育課程の理念やそれに基づいての実践が十分とはいえない実情がある。重度障害学生の定義とその範疇の曖昧さから、重度障害学

生教育課程の運営上の困難は始まる。

1) 韓国の基本教育課程の特徴

韓国の基本教育課程の特徴として、2008年の特殊学校教育課程では、教科別内容水準（段階Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を12年間使用する。水準Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、学校級別水準ではなく、学習内容の水準であるため、学校級と学年にこだわらず、学生の能力によって選択できるように基本指針で規定した。

2010年の特殊学校教育課程では、障害学生の統合教育の実現レベルで、一般教育課程との連携を考慮した教育課程を運営し、創意的体験活動を導入した。

2011年の特殊学校教育課程では、一般初中高等学校の共通教育課程と選択教育課程の基本的な枠組みに基づき、特殊教育対象学生のための教育的要求の普遍性と特殊性を関連づけた教育課程で、内容選定の妥当性、内容組織の適切性、教授学習の可能性等を再検討し改善した。

2) 学校教育課程の問題点

現在の学校教育課程に対する問題点として、重度重複障害学生の教育課程運営が、科目別教育課程内容と履修時間の適用が可能でないことである。韓国の教育課程は教科目と時数中心の教育課程を運営する。ハンサラン学校の教育課程は、感覚運動機能、自助機能、コミュニケーション機能、社会性、認知の5領域で編成・運営されているが、在学生在が他校へ転校した場合、教育活動に対する根拠と結果が得られない短所がある。

3) 重度重複障害教育の実際

ハンサラン学校は、幼稚園から中学校まで14学級の中小規模の特殊学校である。58名の在在学生のうち、1級の障害等級学生は91%（うち単一障害9%、肢体不自由を主障害とした重複障害学生は74%）である。

重度重複障害学生の診断と評価をする適切な検査器具はないが、最小限で学生の水準を把握し、標準化するために、DEP（幼児選別教育診断検査）、韓国版適応行動検査、大動作機能評価、絵画語彙検査、PEP-R、K-ABC、視知覚検査を実施している。また、

大動作機能評価とノースカロライナ教育課程の内容を参照して作成した5領域別評価項目（感覚運動機能、自助機能、コミュニケーション技術、社会性、認知）を検査し、ハンサランチェックリストとして、個別化されて教育計画に反映している。

4) 学年、学級別進度

ハンサラン学校の教育課程は、国家水準の教育課程を在校生の障害特性と学習水準を勘案して修正したものである。この教育課程の問題点として、単に基本教育課程で適用不可能と思われる難しい教育課程内容を削除したことがある。また、修正した教育課程は、適用可能な教育課程の要素を年間指導時数や日数を勘案して広く広げたものである。このことは、単純化された教育課程の内容を繰り返し使う危険性があること、更に学生の個人的なニーズに対応した教育課程とならず、学年は別でありながら、結局同じ教育活動を運営する可能性が高くなる。

5) 個別化教育

個別化教育に対する概念と適用は学校ごとに異なっている。基本的には個別化教育運営は、各教科目別学生指導の計画と評価が導入されるが、重度障害学生の個別化教育は、学生個人、家族、人生において最優先順位にあると判断される教育活動領域と目標が反映される必要がある。

6) 統合教育

隣接の協力学校を選定し、学校間で懇談会を設け、年間計画を立てて実施している。問題は、学生は重度重複障害学生であることから、学生相互のコミュニケーション交流や社会的相互作用が少なく、ほとんど教師主導的な活動になりがちになることである。現在は、対象学校の学生に理解啓発活動を行い、障害学生との出会いを通して、将来共に暮らしていくべき共同の主体であることを伝えている状況である。

キム・ウニョン氏の発表では、「統合された70%の学生だけでないマイノリティとしての重度重複障害学生の教育に対する関心だけではなく、最重度障害学生に対する教育的価値と教育的支援問題を共に悩

むべきである。2012年の重度重複障害研修において、教師の人工摂食と医療的機械管理に対する議論があったが、現在も自発的な動きのない脳性まひ学生たちは骨粗鬆症と骨折の危険におかれており、人工呼吸器を周囲に使用し、コード・ブルーに対する対処が必要な学生が存在する。また、全校生の23%が人工挿管（PEG, L-tube）を活用した摂食をしている。このような学生のための教育の正当性の次元で、学校現場でどのような支援を、どのようなセーフティネットの確保された状態ですべきなのかについては、今後さらなる議論が必要である。現在の本校の小学部1年生1クラスに配置された学生の水準は、最重度障害学生の基準に入る学生が5名中3名である。2人は重度障害学生である。この学生のための教育課程はどのような教育課程であるべきなのか。パク・ウンソン（2010）は、重度身体障害学生の教育課程開発のための生態学的目録の領域化及び優先順位の研究において、多くの研究者が出した生態学的目録の教育課程内容要素だけでなく、“衛生”と“安全”領域についても強調している。これは、本校での実態で考慮されているものとまさに一致する。以前と異なり、多くの重度重複障害学生及び最重度障害学生が、学校現場に存在する。教師もそれにより、彼らの教育的価値と人生の価値に対し、共に悩んでいる。彼らに対する教育課程は科目と時数だけでなく、それ以上に暮らしと直接的な関係をもつ教育課程適用のための試みが行われるべきである。」とまとめられた。

3. 「重度・重複障害のある児童生徒への教育課程に基づく教育の実際」

発表者：齊藤由美子（国立特別支援教育総合研究所主任研究員）

重度・重複障害のある児童生徒への教育課程に基づく教育の実際について報告した。特に、重度・重複障害のある児童生徒のほとんどが学んでいると考えられる自立活動を主とする教育課程に焦点をあて、個別の指導計画の作成と重複障害研究班の研究活動について報告があった。

1) 重度・重複障害がある児童生徒の教育活動

報告では、横須賀市立養護学校における教育活動を例に挙げた。同校は、小学部26名、中学部18名の児童生徒が在学している。近年、重度・重複化傾向が進み、日常生活に全面的な介助を必要とする児童生徒が大半を占めるようになった。吸引や経管栄養注入等、医療的ケアを要する児童生徒が全体の30%ほど在学している。多くの児童生徒は自立活動を主とした教育課程で学習を行っている。

2) 個別の指導計画

学習内容としては、健康状態を整えること、からだの動きや動作の改善・向上を図ること、心理的な安定を図ること、環境の把握をすること、コミュニケーションの力を高めること、人間関係の形成を図ること等である。障害の状態や課題が一人一人異なるため、個別の指導計画を作成している。

個別の指導計画の様式は、学校独自で作成している。同校で用いている個別の指導計画の項目は、「医学的情報・健康」、「身体の状態・動き」、「日常生活動作」、「情緒心理」、「理解・コミュニケーション」、「社会生活・資源」を掲げている。

3) 重度・重複障害のある児童生徒の視覚活用に関するアセスメント研究

2009年、「重複障害児のアセスメント研究—視覚を通じた環境の把握とコミュニケーションに関する初期的な力を評価するツールの改良」を実施した。この研究では、中枢性視覚障害に特徴的な光、色の見え方について評価を行う「実践に活かす見え方アセスメント」の内容について報告した。このアセスメントは、光や色だけではなく、「どのような条件で見えるのか」、「見えるためにはどのような環境の配慮が必要なのか」という支援の配慮の手がかりを把握するものであると述べ、そして、アセスメント結果を教育実践に活かした事例を示した。

発表の最後に、今後の課題として、「①重度・重複障害のある児童生徒の教育的ニーズは複雑で多岐にわたるため、それらを的確に把握し、対応するためには、様々な専門職によるチームアプローチを行うこと、②個別の指導計画は、家庭生活や地域における社会生活の充実を目指す視点で、教育の役割を位

置くこと、③個別の指導計画は、個別の教育支援計画を受けて作成することが望まれ、その考え方や具体的な方法について明らかにすることである。」と述べた。

4. 「重度・重複障害教育における教育課程の編成」

発表者：熊田華恵（国立特別支援教育総合研究所主任研究員）

日本における「重複障害及び重度・重複障害の概念」、「特別支援学校重複障害学級に在籍する幼児児童生徒の状況」について説明をした後、重度・重複障害における課題について発表があった（「重複障害及び重度・重複障害の概念」、「特別支援学校重複障害学級に在籍する幼児児童生徒の状況」については割愛する）。

1) 重度・重複障害児に対する教育課程の編成

重複障害者等に関する教育課程の取り扱いについては、学校教育法施行規則第129条、第130条、第130条第2項、第131条に規定している。

また、学習指導要領においては、小・中第1章第2節第5の1、高第1章第2節第6款の1などに、障害の状態により特に必要がある場合の規定、重複障害者の場合の規定等が示されている。

2) 重度・重複障害における課題

重度・重複障害における課題として、「日本では、医療的ケア対象の幼児児童生徒は、年々増加しており、看護師資格を持つ教員や医療的ケアに携わる職員の配置や医療的ケアに携わる職員も増加している。介護サービスの基盤強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉士及び介護福祉法の一部が改正され、2012年4月から、一定の研修を

受けた介護職員は、一定の条件のもとに、痰の吸入等の医療的ケアを実施できるようになった。これにより、介護員が医療的ケアに携わることが可能になった。また、非常勤職員という雇用形態で、作業療法士、理学療法士等の職員も学校現場に入るようになった。学校教育現場においては、看護師、介助員、作業療法士、理学療法士等、他職種の職員が重度・重複障害児の教育に携わるようになってきており、他職種間や保護者との連絡・連携の推進が一層求められる。」と述べた。

本研究所からの各発表について、参加者からは、「重度・重複障害児のアセスメント」について詳しく説明してほしい。」「障害の重い子どもの教育的措置について、保護者の意見はどのように反映させているのか。」「学校の指導体制や指導内容について、重度・重複障害児の社会性をどう育てると良いか。」等の質問が多数寄せられた。特に、日本の自立活動の考え方や弾力的な教育課程編成に対しては、高い関心を持ったようである。

V. おわりに

重度・重複障害児教育における教育課程について、韓国では通常の教育課程における教科教育を基本としていること、日本では自立活動を主とする教育課程の運用等柔軟に編成することができること等、それぞれの国の教育課程の特徴と今後の課題について情報交換ができた。

日韓セミナーは今回をもって終了するが、得られた知見を本研究所における研究等に反映させていくとともに、今後ともKNISEと研究者レベルでの交流を行っていく予定である。